墨田区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例(案)新旧対照表 第1条による改正(墨田区子ども・子育て会議条例(平成25年墨田区条例第40 号))

改 正 案	現 行
(設置)	〔同左〕
第1条 子ども・子育て支援法(平成24年	第1条 子ども・子育て支援法(平成24年
法律第65号。以下「支援法」という。)	法律第65号。以下「支援法」という。)
第72条第1項及び次世代育成支援対策推	第77条第1項及び次世代育成支援対策推
進法(平成15年法律第120号。以下	進法(平成15年法律第120号。以下
「次世代法」という。)第21条第1項の	「次世代法」という。) 第21条第1項の
規定に基づき、区長の附属機関として墨田	規定に基づき、区長の附属機関として墨田
区子ども・子育て会議(以下「子ども・子	区子ども・子育て会議(以下「子ども・子
育て会議」という。) を置く。	育て会議」という。)を置く。

第2条による改正(墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例(平成27年墨田区条例第22号))

改 正 案	現 行
(趣旨)	〔同左〕
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法
(平成24年法律第65号。以下「法」と	(平成24年法律第65号。以下「法」と
いう。) <u>第82条</u> の規定に基づく過料につ	いう。) <u>第87条</u> の規定に基づく過料につ
いて必要な事項を定めるものとする。	いて必要な事項を定めるものとする。

第3条による改正(墨田区立幼稚園の保育料に関する条例(昭和55年墨田区条例第37号))

改 正 案	現行
(保育料)	〔同左〕
第2条 区立幼稚園を利用する教育・保育給	第2条 区立幼稚園を利用する教育・保育給
付認定子ども(子ども・子育て支援法(平	付認定子ども(子ども・子育て支援法(平
成24年法律第65号)第20条第4項に	成24年法律第65号)第20条第4項に
規定する教育・保育給付認定子どもであっ	規定する教育・保育給付認定子どもであっ
て、同法 <u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就	て、同法 <u>第19条第1項第1号</u> に掲げる小
学前子どもに該当する満4歳に達する日以	学校就学前子どもに該当する満4歳に達す
後の最初の4月1日から小学校就学の始期	る日以後の最初の4月1日から小学校就学
に達するまでの者に限る。)に係る保育料	の始期に達するまでの者に限る。) に係る
は、0円とする。	保育料は、0円とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。